

先進的次世代車普及促進事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

23年度予算額（案） 1.8億円

目的・意義

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない次世代自動車等の導入を積極的に推進していくことは、運輸部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものであります。本事業は先進的な次世代車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、初期の導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

事業内容

一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図るために、本格的な普及に至っていない先進的な次世代車（ハイブリッドオフロード車、燃料電池自動車等）を対象に、導入に係る事業費の一部を補助します。

補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 補助対象事業：
 - (1) ハイブリッドオフロード車の導入（民間団体のみ）
 - (2) 次世代自動車（燃料電池自動車、水素自動車）の導入
※(2) の事業については、新規募集は行いません。
3. 負担割合：環境省1/2、民間団体等1/2
 - (1) 通常車両価格との差額の1/2
 - (2) 導入（リース）費用の1/2



CDM を利用したコベネフィット支援事業

(担当：水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室)

23年度予算額（案） 7.7億円

目的・意義

京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム（CDM）」については、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されています。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発に資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット（相乗便益）を達成するCDM事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状をふまえ、大気汚染、水質汚濁、廃棄物に係る環境問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応したCDM事業を実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィットCDM事業の拡大・推進を図るもので

事業内容

発生するクレジットの50%以上を国に無償移転することを条件として、コベネフィットを実現するCDM事業の初期投資の1/2を補助します。

コベネフィット型温暖化対策

コベネフィット・アプローチとは、**大気汚染対策や水質汚濁など環境汚染の対策と温室効果ガス削減を同時に実施する取組**であり、途上国の温暖化対策として効果的。

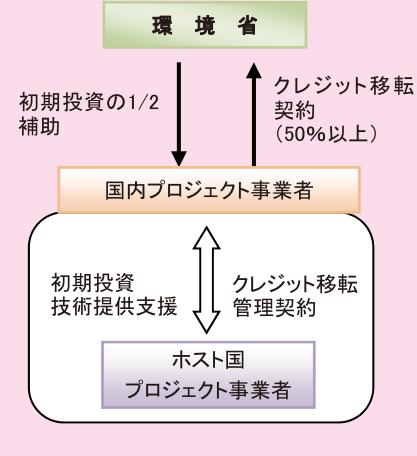
環境汚染対策

コベネフィット

温室効果ガス削減対策

- (具体例)
・火力発電所の効率改善
・排水処理時のメタン回収・
発電利用
・公共交通網の整備

コベネフィットCDM事業スキームの例



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象施設・事業：温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィットCDM事業
- 負担割合：初期投資費用の1/2

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

23年度予算額（案） 6.0億円

目的・意義

この補助事業は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのものです。

自主参加型国内排出量取引制度は①設備補助、②削減量の自主的な約束、③排出枠の取引の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するものです。

本事業を通じ、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度に関する知見を蓄積することとしており、今年度は、これまで知見の十分に蓄積されていない業種（エネルギー多消費産業等）等に重点化を行うこととします。

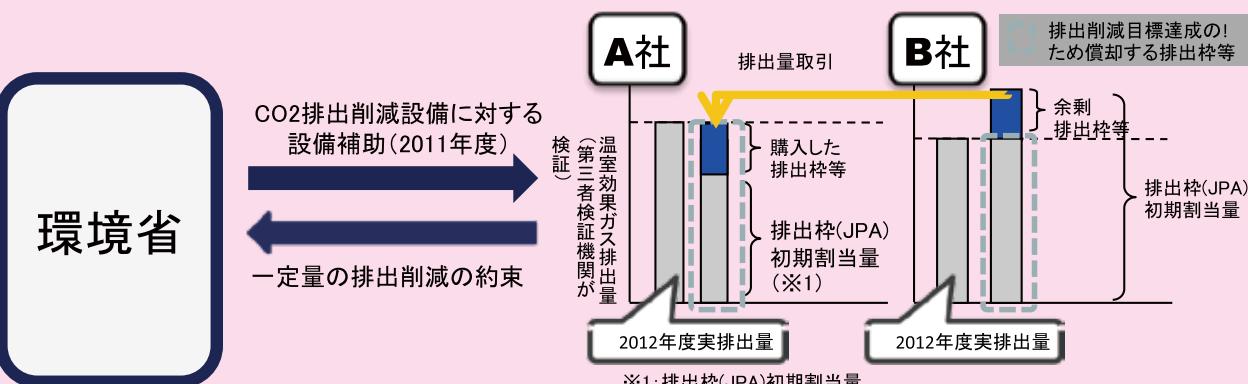
事業内容

自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、CO₂排出抑制設備の導入への補助を行います。補助申請に当たっては、導入した設備による効果を含む削減予測量を申告していただき、補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者を優先的に採択することを原則とします。

【2011年度】設備の整備を行うとともに、基準年度排出量（2008～2010年度の平均）を算定し、第三者による検証の受審を経て数値を確定します。ここから削減予測量を差し引いたものが排出枠として交付されます。

【2012年度】整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。

【2013年度】2012年度の排出量を算定し、年度終了後に第三者の検証を受けた後、確定した2012年度の排出量実績に応じた排出枠を期限までに環境省に提出していただきます。その際、目標達成のために、排出枠の取引を行うことが可能です。



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の設備
- 負担割合

総事業費（既存設備の撤去費用を除く）	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室)

23年度予算額（案） 3.3億円

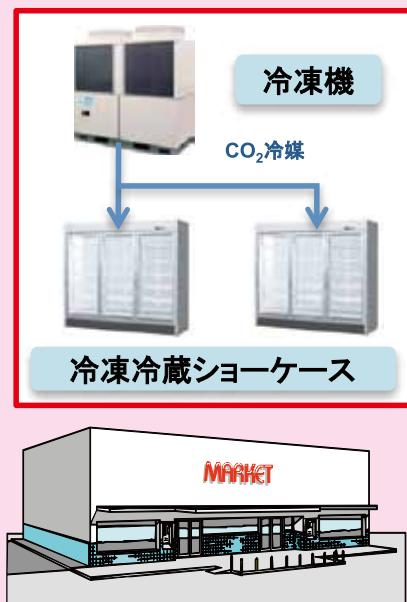
目的・意義

スーパー・マーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗や、冷凍工場、食品・農水産物加工場、及び市場、物流倉庫などの物流拠点等で冷凍、冷蔵、空調用に使用されている装置は、一般的に大量のエネルギーを消費していますが、近年、省エネルギー性能に優れ、かつ冷媒として、強力な温室効果ガスであるフロン類ではなく、格段に環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア等の元来自然界に存在する物質）を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ自然冷媒冷凍等装置）が開発されています。

こうした省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができます。**エネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生するCO₂）排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減**を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るもの

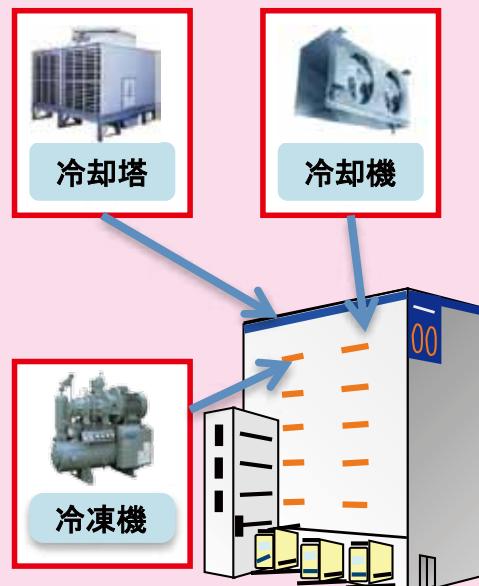
事業内容

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助対象となる装置例

- ①スーパー・マーケット、コンビニエンスストアの冷凍機・冷蔵庫、ショーケース 等
- ②冷凍工場、食品・農水産物加工場等の冷凍機、冷蔵庫、冷温熱給水器、空調機器等
- ③市場、物流倉庫等の冷凍機、冷蔵庫、空調機器 等



補助内容

1. 補助対象者：民間事業者
2. 補助対象事業：既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合：自然冷媒冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3を限度として補助します（工事費を含みます。）

装置導入費用の差額	
環境省	民間事業者
1/3	2/3